

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【271】
2. 日 時：令和2年7月29日 10時00分～12時10分  
14時00分～18時10分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、植木主任安全審査官、  
岸野主任安全審査官、津金主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、  
三浦主任安全審査官、小野安全審査専門職、服部安全審査専門職、  
山浦技術参与

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 建築総括担当部長 他27名※

## 5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、耐震性に関する説明書及び津波への配慮について、令和2年6月17日、7月14日、7月15日、7月22日、7月27日、7月28日及び7月29日提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

### 【設計及び工事計画認可申請に係る論点整理について】

- 簡易評価における隣接応答倍率及び詳細評価における隣接応答倍率について、各方法を使い分ける条件を説明すること。
- 設計用床応答曲線Ⅱで耐震計算を実施した設備の簡易評価について、隣接応答倍率が裕度を下回った場合の対応方針を詳細に説明すること。
- 原子炉建屋との連成系解析モデルで評価する機器について、燃料交換ペローズばねの接続点12の隣接応答倍率を用いない理由を説明すること。
- 廃棄物処理建屋に関し、隣接の考慮の有無が誘発上下動を含む床応答スペクトルに与える影響について、機器・配管系の評価の観点から説明すること。

### 【下位クラス施設の波及的影響の検討について】

- 6号機の耐震Sクラス及び重大事故等対処施設について、波及的影響の

設計対象としない理由をわかりやすく説明すること。

- タービン建屋 T 8 通り及び T 9 通り鉄骨フレームの応力解析における層間変形角について説明すること。

【格納容器圧力逃がし装置基礎の地震応答計算書に関する補足説明資料】

- 隣接建屋の影響を考慮した評価について、質点 2 の固有周期 0.3 秒付近で応答が大きくなっている理由及び杭の応答比が増幅した理由を説明すること。タービン建屋の隣接効果を考慮しなくてもよい理由について説明すること。

- (3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

- 6. その他  
なし